

2015 年度東南アジア知財ネットワーク中間会合

日時：2015 年 10 月 9 日（金）15：30～17：30（日本時間）

場所：バンコク、シンガポール、東京（三点ウェブ/テレビ会議）

高田：

お手元の資料 4-1 と 4-2 をご覧いただければと思います。バンコクの山崎様より、事務局にて年間の活動予定を作った方が良いとのご指摘を頂きましたので、前回から、「SEAIPJ 事務局の活動」という形で、2 ページほどのパワーポイント資料を作成しております。

こちらをご覧いただきたいのですけれども、まず 1 ページ目です。本年度の活動予定ということで、中間会合、総会の実施、IP ニュースネットの配信、AWGIPC の動向に関する情報収集、各ワーキングのサポートということで、まとめさせていただいております。

本日、中間会合を実施しまして、また 3 月に総会を実施したいと思っておりますので、ご参加いただけますと幸いです。

その次に IP ニュースと配信につきまして、こちらは不定期にメーリングリストでご報告させていただいておりますけれども、資料 4-2 のほうに、これまでに配信している、全 11 通のニュースの題名を掲載してございます。今後も、継続的に実施していきたいと考えてございます。

また、三つ目が、AWGIPC の動向に関する情報収集ということで、AWGIPC が 8 月にシンガポール、そして 11 月にミャンマーのネピドー、そして来年が 2 月か 3 月あたりに、インドネシアカタイで開催されるのでは、と聞いております。

それから、今年の 5 月に、日本の奈良におきまして、日本の特許庁と ASEAN の各知財庁との間で、長官会合を実施して意見交換を行いました。

今年の、もっぱらの AWGIPC の議論は、次期 ASEAN 知財戦略推進計画ということでございまして、こちらの大方でき上がっているようなのですけれども、最終的、来月に開催される ASEAN サミットのほうで採択されることになっております。オープンになりましたら、皆様にも概要をお届けできるかと思っておりますので、もう少々、お待ちいただければ幸いです。

次に、スライド 2 ですけれども、こちらはまずワーキングのサポートということでございまして、基本的に、こちらの内容は、追って、各ワーキングの皆さまから、内容のご説明を頂けると思うので、そちらを聞いていただければと思いますけれども、各ワーキングに対して、事務局として必要なサポートをさせていただいております。また、インドネシアワーキングにつきましては、若干、昨年は活動が鈍かったということがございますけれども、今年度、シンガポール事務所に特許庁からの出向者が出向し知財部が開設されておりますため、活動が加速化してきているのではないかと考えてございます。

事務局からは、以上でございます。

山崎：

ありがとうございました。

只今の報告に関しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。では、続いて、インドネシア WG からの活動報告をお願いいたします。

奥：

インドネシア WG リーダー、奥と申します。よろしく申し上げます。

インドネシアワーキングは、2015 年は 2 回のワーキンググループのミーティングを行いました。インドネシアワーキングの今年の活動の議題は 5 つです。一つ目が DGIPR 捜査局等の摘発当局の実情把握と、ユーザー側の課題の抽出、二つ目がインドネシアにおける知財データベースの構築状況と課題、三つ目がインドネシア税関における水際差止の実情と今後の方向性、4 番目がインドネシアにおける、日本人との付き合いを良好にできる特許事務所／法律事務所の調査、最後にインドネシアにおける知財関連の実際に発生した問題事例、特にインターネット関連の検討という課題がありました。

最初に、インドネシア特許庁の実情把握につきまして、ワーキングとしましては、基本的に、これからも継続議論をしていきたいと思っております。現場の 2 社が独自に DGIPR 捜査局を訪問したので、私どもの方で結果を共有しました。ただ、それだとまだまだ情報が足りないところがございますので、継続議論中です。

次に、知財データベースの構築状況と課題につきまして、こちらでも継続議論をしているところでございます。

「日経新聞」の報道でご存じだと思われまじけれども、特許庁から DGIPR に出向者を派遣要請ということです。12 月ごろに派遣予定と伺っておりますが、この方とインドネシア WG とのコラボを検討しております。

また、JETRO バンコクも、2016 年 2 月を目処に、知財データベースの調査を行っているということですので、こちらとも協力し、連携し合って、持っている情報を共有し合っていきたいと思っております。

次に、インドネシア税関における水際差止による今後の方向性ですが、インドネシア WG といたしましては、これも、今、議論中ございまして、1 カ月程前、JETRO シンガポール、バンコク、ジャカルタで、インドネシア税関とコンタクトする機会があったので、この情報を WG 内で共有していただいているという状況でございます。

次に、日本人との付き合いが良好にできる法律事務所の調査ですが、今年度も JETRO バンコクによる ASEAN 法律事務所調査を実施すると伺っておりますので、その中で、日本人との付き合いが良好にできる事務所というのを、見出せればと思っております。

最後に、インドネシアにおける知財関連の問題事例、特に、インターネット関連の問題

について、ジェトロにも、こういった問題に関し、特に日系企業からまだ相談もあまりないということでした。

今後の活動予定については、メンバーが10月19日、20日、21日でインドネシアを訪問いたしまして、特許庁、税関等の行政機関を複数訪問する機会がございます。なので、基本的に、私の方でそういった行政機関に対する質問事項を、メンバーに事前に聞いて、まとめて、それを行政機関に聞くという形で、進めていきたいと思っております。

知財データベースの構築状況と課題ですけれども、JETRO バンkokと連携等をしていきたいと思っております。知財関連の問題事例につきましても、JETRO ジャカルタと、コラボしたいと思っております。

日本人との付き合いができる特許事務所につきましても、JETRO バンkokと連携したいと思っております。

最後に、タイ WG に関し、特許庁に対する技術説明会を実施されているということなので、インドネシア WG としても、機会があれば、こういった技術説明会を開催していければと思っております。

以上です。

山崎：

本年度課題として、積極的に取り組む内容に、DGIPR 捜査局等の摘発当局の実情把握というものを選ばれていると思うのですが、DGIPR 捜査局というのは、知財庁にある、エンフォースメント関連の部門ということでしょうか？

DGIPR 捜査局の組織ですとか、どういう部門なのかというところを、情報としてもう少しいただけないでしょうか。

奥：

分かりました。

10月の訪問の際に、クリアにして、また次回ご報告したいと思います。

山崎：

DGIPR 捜査局というのは、俗に PPLS といっている部門でしょうか。

奥：

確認してきます。

山崎：

その点は、皆さん、お分かりになっているんですか。DGIPR 捜査局というの、どういうところかというのが、よく分からなかったものですから。どなたか分かる方は、いらっし

やいますか。DGIPR 捜査局という所についての情報をお持ちの方がいらっしゃったら、教えていただければと思います。

黒川：

私も詳しくは分かりませんが、いわゆる知財庁は、DGIPR の中に、まさに山崎さんがおっしゃっていたように、エンフォースメントの部門があって、知財庁の力で、エンフォースメントをできるという部署だと思っんですけれど。それ以上の事は、私も分かりません。

山崎：

おそらく、ジャカルタにある知財庁のエンフォースメント部隊と認識しております。インドネシアは島国で、島が多くありますが、ジャカルタのエンフォースメントの部隊というのは、予算もあまりないので、あまり島々に行っていられず、あまりエンフォースメントしていないのではないかなという話も聞いたことがあるものですから。DGIPR の実態把握（摘発・エンフォースメント）を、インドネシア WG の方々は、どのように考えられて設定したのかということをお伺いしたかったという意図です。

奥：

今度、こちらのメンバーがジャカルタに行き、DGIPR とも面談をしてくる予定です。この提案を、インドネシア WG のほうも、ジャカルタのみならず、インドネシア全域で、模倣品対策を行うという点については、認識しているので、どのようなやり方があるのか、DGIPR とも相談をして、今後、検討をしていく予定です。

黒川：

追加の質問ですが、DGIPR の捜査局の予算が、やや減っているという噂を聞いているので、そこについても、聞ける範囲で聞いておいてもらえると助かります。

奥：

DGIPR の予算が減っていることについて、質問をしたほうが良いのではないかなということと理解しました。今度、メンバーがインドネシアに訪問したときに、その予算の状況などについても、可能な限り、質問をしてくる予定です。

山崎：

ありがとうございました。

ほかに何か、ご質問等、ございますか？

黒川：

今後の活動予定で、4番目、税関における水際差し止めの実情と、今後の方向性というのがあるんですけども、私が、去年の秋ごろの時点で、水際の差し止めの事を調べたことがあって、その当時は、水際の差止は、ほぼ全くと言っていいほど機能していない、というふうに聞いていました。去年の秋頃から、水際差止を効果的にするためにルールを変えろということ、その新たなルールに対する意見募集が去年の確か9月頃に行われたのですが、今年の3月頃に状況を聞いたところ、まだ全然動いていないということだったので、その水際差止に関するルールの施行状況をできたら確認していただきたいと思っています。

奥：

ご質問の内容は、水際の新しいルールの検討状況について、ということであったと理解しております。

黒川：

検討状況というよりは、恐らくもう検討はされていると思うので、その執行状況、実施される予定とか、すでにされているとか、そのあたりが知りたいです。

奥：

インドネシアの新たな税関規則の執行状況、そもそも実施しているかどうか、ということのご質問だと思いますが、結論から申し上げますと、まだ、実施されておられません。規則自体も成立しておられません。

今、ジェトロのジャカルタ事務所のほうで、税関の公聴会にも参加して、意見を述べているところではありますが、実際に新たな税関規則が執行される、実施される時期については、目処が立っていない、というふうに説明を受けている、と聞いております。

黒川：

ありがとうございました。

山崎：

ありがとうございました。ほかにご質問はございますか。

アジェンダでは、この報告、各ワーキング、もしくは事務局からの報告を始める前に、3月に行われました総会の決定事項を、簡単にレビューする予定でした。それをレビューし忘れていまして、今から、皆さんで、振り返りの意味で、レビューをしたいと思います。

決定事項という形で、今年3月の総会のときの内容は、項目としては4項目ありまして、簡単にご説明すると、昨年度からワーキングの体制で活動を三つ、3チームに分かれてやってきたわけですが、おおむね、結果としては良かった、という判断です。ワーキングごと

にばらつきがあるので、それぞれの昨年度抱えていた課題を視野に入れて、今年度も活動計画および展開をしていきたいと思います、といった内容が一つ目にありました。

それと2点目は、さっき事務局からも、AWGIPCの動きに関し紹介がありましたが、当初、このSEAIPJはAWGIPCと対話をしたいということをターゲットに掲げておりました。その点については、まだまだAWGIPC側のダイアログの体制といったものはちゃんとできていないので、当面それをモニターはしていきながら、引き続きこのAWGIPCとの対話は続けていきたいと思います、という内容であったかと思います。

3番目については、テレビ会議の拠点設定についてなんですが、複数の設定については、行わないということと、4番目に、前回の総会の時点で課題・活動整理表というASEAN全域における知財の課題を整理して事務局に作ってもらった表を、各ワーキングで見直ししましょうという、この四つの内容が総会の時点での決定事項及び指摘の内容になっています。

この指摘の内容で言いますと、一番目の課題・活動整理表を見直した結果とを確認をさせてもらいたいのですが、とりあえず、各ワーキングが全部確認をし終わったという段階ですね？

山崎：

それでは、今回はアジェンダの順番がいろいろと、ぐちゃぐちゃになっていますが、事務局が報告をした内容について、先ほどの総会の指摘事項を踏まえて、質問事項がある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

ないようでしたら、タイWGの報告に移らせていただきます。

お手元のパワーポイントの資料をご覧いただきたいと思います。「2015 タイワーキング活動計画&実績報告」という内容のパワーポイントです。

1枚目につきましては、今年度の活動の目的および計画を示しています。活動目的として、ほぼ昨年度の活動と変わっていませんが、追加した点は、2014年度の活動実績に基づいて、「アクションの企画・実行を行う」という一文を入れた、ということです。これは、総会の指摘でも、ワーキングごとに課題があるというところを、考えたりしながら、企画・実行するという内容に、目的を少し変えてあります。

活動の計画としては、そちらにある4項目を計画しました。1点目は、同様に月例定例会をやりますので、毎月木曜日の午後からという形に、大枠を決めました。総会のときにも、ご紹介させていただきましたが、不定期参加したいという話や、味の素さんのほうで、メンバーを決めず、参画したい人は誰でもできるだけ受けられるような形で、定例会を開催するようにしようということです。

それから2番目は、知財庁DIPの審査官向けの技術セミナーを、継続的に実施していく、という内容です。6月に燃料電池に関わる説明会、それから10月から12月にかけて、化学系、製鉄系の技術説明会を開催したい、というような計画を立てています。こちらの実

績についても、報告します。

3 番目は、昨年度からのテーマの持ち越しでもありましたけれども、営業秘密セミナーの開催ということで、今年度が開催を実行するフェーズという位置づけで、計画を立てて、進めております。

4 番目は、タイの知財関係の官庁とタイ WG とで、そこの中の対話において、これまでも官庁に対する知財の課題、要請をしてきたのですが、その部分の継続的な展開ということになっています。

次のページをお願いします。「半期 活動実績サマリー」につきまして、先ほどの4項目の活動計画の実績を占めています。定例会については、そこにあるとおりにやっております。青で塗りつぶした内容が、実績というふうにお考えください。先月の定例会のときには、日本で参加していただいた味の素さんに定例会に参加いただきました。ありがとうございます。

2 番目の技術説明会につきまして、6月の時点で、燃料電池の説明会を、ホンダのほうからさせていただきました。今後の計画については、後ほど、技術説明会のほうのリーダーさんのほうから、説明させていただきます。

3 番目の営業セミナーにつきましても、一旦、DIP のほうと打ち合わせをした後に、今後、開催をしていきます。今日は、その開催内容について、SEAIP の皆さまにはご紹介させていただきます。後ほど、またご説明させていただきます。

最後、4 番目の、タイの官民対談につきましては、6月の時点で、ジェトロさんのセミナーをとらえて、DIP および知財高裁のほうに、要求事項等を出しています。その内容についても、これ以降ご説明したいと思います。

次のページ、お願いいたします。

井口：

それでは、技術説明会について、ご説明します。

今年度の実績としまして、6月26日にホンダさんの燃料電池技術説明会が行われました。下の写真は、その時の様子を表しております。ご覧いただければ分かると思いますが、審査官が大体18名、また局長が出て来られまして、非常な歓迎を受けてる雰囲気が伝わってまいります。

10月にも、トヨタさんのピックアップトラックとハイブリッド技術について、同様の説明会を実施いたしました。これは、研究所の見学も併せて行われました。

今後、予定しておりますのは、JFE Steel さんの製鉄施設説明会、および味の素さんの、これは恐らくバイオテクノロジーの話になるかと思いますが、その二つを現在予定しております。

なお、JFE Steel さんの説明会は、現在、日程の調整を行っております、恐らく12月、あるいは1月くらいに、ずれ込む可能性が出てきています。これは現地法人の工場見学も

併せて行う都合上、工場の日程等調整する必要があるためです。

今泉：

次のページの営業秘密セミナーですけれども、先ほど話がありましたように、6月4日にDIP、タイ知財局との打ち合わせをし、このセミナーを進めることについて、合意を頂きました。

写真にありますように、リーガルオフィスのディレクターの方をはじめ4名の方々に参加いただきまして、話し合いした結果、こちらからの提案内容として、営業秘密の法的側面について、営業秘密の保護の仕方について、それから具体的な事例、また、大学との共同研究での保護という観点で、セミナーを開催することを合意しています。

具体的には、11月18日に、この営業秘密セミナーを開催する予定になっておりまして、その募集要項というのが、次のページに記載してあります。詳細については、下側の枠で囲ってある所に、具体的なアジェンダが記載してあり、1点目としては、「タイにおける営業秘密の扱い」を、法的側面から営業秘密とは何かを解説するというところで、タイの知財局の方から解説頂きます。それから、営業秘密の保護ということで、2点目に「営業秘密の保護について」を知財専門家から知識に基づく営業秘密の保護の仕方というテーマで、話をします。それから3点目には、今度は、サイアムセメントグループのリーガル会社のほうから、「具体的な営業秘密の事例紹介」として、営業秘密が企業に与える影響という紹介をしていただきます。そして4点目がNSTDA、タイ国立科学技術開発庁の方から、「タイの大学との共同研究における営業秘密保護のための留意事項」について、解説をしていただく、という予定になっています。これについては、10月18日から公募をスタートして、トータルでおおよそ150名を集めて、開催する予定です。それでうまくいった暁には、またこの第2回、第3回が行われるように進めていきたい、と考えています。

加藤：

6月23日に、知的財産裁判所と特許局に対して、各種の要請を行いました。下の2つのパワーポイントは、実際に要請に用いた資料ということになります。

裁判所では、特に商標侵害の罰則について、タイがちょっと緩いんじゃないかということで、「罰則を強化してほしい」という要請をしたということになります。

懲役の年数と罰金について、タイと日本、プラスほかのASEAN諸国で、その罰則の重さを比較した表があります。ここで黄色で示しているのは、タイより罰則が重い国で、例えば懲役でいうと、タイはかなり緩い規定になっているということ、また、罰金についても、例えばシンガポールやインドネシアと比べると、かなり安いという形になっています。実際に、このホンダさんのケースで、例えば、侵害者が自己の罪を認めたことによって、例えば罰金が半額くらいに減額されたりとか、実際に罰金の額よりも、代理人費用のほうが高くなってしまって、結局、損をしてしまった、というようなケースもあり、そういう

事情を説明したということです。結果としては、裁判所の立場としては、それは、どちらかと言うと、法律の問題であって、裁判所のほうで、どうにかできる問題ではないという回答に、今のところなっています。

次のページが、タイ知財局（DIP）に対する要請事項です。今回した要請した事項は下に示してあります。4点ございます。

一つ目は、タイの出願審査請求の制度についてですが、現在は、方式審査の後、出願公開がされるんですけども、その出願公開から5年の間に、出願審査請求ができるという規定になっています。しかし公開手数料というのを支払ってから、実際に公開されるまでの期間というのが、かなりまちまちで、全然読めないということで、期限管理等が難しい状況になっています。ですので、ここを、出願審査請求の期限を出願日ベースで決めてほしいという要請をしたところ、DIPの側もそれを考えていて、「実際的には、他国と同じように出願から3年という制度にこれから改正していきたい。次回の改正でそういう対応をしたい」という回答が得られています。

次、2点目です。これはタイに第一国出願する場合についてですが、例えば日本からの優先権を主張してタイに出願するという場合には、例えば英語でまず出願をして、その後、タイ語の翻訳を提出することができるんですけども、例えば、タイでR&Dも行って、タイに出願したいというような場合には、今のところ、タイ語での出願でしか認められていなくて、例えば英語とか日本語でドラフトした内容をタイに出そうとしても、結局、タイ語の翻訳を全部してからじゃないと出願できず、その段階でしか出願日の確保ができない、という形になっています。ですので、これを「タイで第一国出願でも、英語で出願できるようにしてほしい」という要請をしました。これについてもポジティブな回答が得られて、次回の改正に入れていただけるということ合意していただけたということです。

次に三つ目です。特に医薬について、医薬に限りませんが、DIPのデータベース上、その特許が活着しているかどうかということがすぐにわからない、つまりその特許料がきちんと支払われていて、特許権が存続しているかどうかというのが、すぐに分からない状態になっているということで、それも「DIPのウェブサイトですぐに分かるようにしてほしい」という改善要求をしました。DIPとしては、現行で十分じゃないかという回答になってしまいました。

最後、4点目です。特許権利化後に、誤訳訂正ができるかという点につきまして、「法律上明記してほしい」という要請をしました。これに対しては、「今までそういう事例がない」と、「誤訳の訂正について、DIPに要請があったとかそのような実際のケースがないので、今のところ何とも言えない」という回答になっています。ですので、今後、そういう何か具体的な例でDIPに訴えて、この点改善を要請していきたいと考えています。

山崎：

ありがとうございました。

タイ WG からの報告内容につきましては、以上になります。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

岩切：

いろいろな要望をしたところについては、次の法改正には、対応を検討するということがありますが、次の法改正の予定はあるのでしょうか？

高田：

今、タイでは、新商標やマドプロ加盟等に関する商標法改正法案が国会に提出されていて、今年中に成立するのではないかとされているのですが、何せ国会プロセスなので、読めない状況です。少なくとも、2015 年中には ASEAN 各国がマドプロに加盟するという目標を立てていますので、それに向けてしっかり動いていくのを期待するという状況にあります。

次に特許法につきましては、まだまだ改正内容をタイ DIP で検討しているようです。現時点で、特許法の改正は可能か、という質問に対して、彼ら自身も「分からない」、「予定がない」ということをございまして、ここ 1~2 年の間で、一気に特許法改正まで動くという感じではないような気がしております。

岩切：

ありがとうございます。

私も、3 年前にタイの特許庁に行ったときには、やはり公開の事について要望したんですけど、そのときは、次の改正のときには検討すると言って、ただ、「法改正は非常に時間のかかる作業だ」というふうにはぐらかされたので、多分、なかなか変えてくれるのは難しいと思いますが、ずっと言うていくことは大事だと思いますので、今後ともよろしく願いします。

山崎：

一応、先ほどの DIP と裁判所への要請のときに提出をした資料が、こういう紙（資料 8 ページ目）になっています。この資料を見ていただければ分かるように、上半分は、昨年 12 月に要求した内容はこれです、とレビューをしている資料になっていて、今回のリクエストは下半分、というような形になっています。それなので、今までの要請の内容についてはこれでわかるようになっています。今後もそれは続けていきたいと考えています。

ほか、何かございますでしょうか。

黒川：

タイ WG の活動で、DIP の技術説明会というのをやっていて、これは確か昨年度も何回かやっていると思います。6月24日の会は、18名の examiner が参加したと書いてありますが、だいたい毎回、どの程度の人数が参加するのでしょうか。また、参加した examiner は、ボランティアで参加するのか、DIP の指示で参加するのか、その点に少々興味があります。大変面白いので、ベトナム WG でも、もし参考にできたら、と思っただけの質問です。

井口：

審査官の参加者数というのは、大体、やはり 20 名近く、あるいは 20 名オーバーするときもあります。審査官全体数が四十数名しかおりませんから、大体その半分、要するに、例えば、トヨタさんのハイブリッド自動車の説明会だと、機械グループ、電子グループとか、そういう方々が中心になって、審査官が出てまいります。

味の素さんとか、今回予定しています製鉄関係の技術説明会になりますと、今度は化学グループが恐らく参加すると思いますので、約 20 名強、大体、予定をしております。

技術説明会の企画には、技術グループの長の方々が、参加して企画をしていますので、半分、ボランティアであるか、半分、強制的な感じで、出てこられているのではないかと予想しています。

黒川：

分かりました。ありがとうございます。

さっき、審査官が四十数名とおっしゃっていましたが、全部で四十数名なんですか？

井口：

はい、そうです。全体で四十数名。

黒川：

そうすると、化学系の人二十数名出るといって、ほぼ化学系の人全部くらいになるんですか？

井口：

そういうことになります。

黒川：

分かりました。ありがとうございます。

山崎：

審査官が何名かという情報については、昨年度の資料の中で、情報を提供していますので、その資料を振り返ってご覧いただければ、どういう部門があって、何人審査官がいるか、ということは、お分かりになると思います。

黒川：

分かりました。ありがとうございます。

山崎：

以上のほかに、何かご質問事項ございますか。

では、引き続き、日本側からベトナムWGの報告をお願いできますでしょうか？

黒川：

資料は「ベトナムWG2015年度上半期の活動実績と下半期の活動予定」ということで配付しております。

まず、ベトナムWG全体としては、ワーキンググループ全体のミーティングを、この上半期で全3回行いました。4月と6月と8月です。おおむね、2カ月に一度やっており、この資料を作った時点では入っていませんが、今週の水曜日、第4回をやりました。10月だから下半期になってしまいますので、それは入れなくても良いかもしれません。とにかく、今週、もう一度やりました。今週の水曜日です。それが、全体的な活動です。

ベトナムWGでは、四つのサブグループに分かれて活動をしていまして、一つは知財保護情報収集（権利化）サブグループというのと、二つ目が知財保護情報収集（権利行使）サブグループというのと、三つ目が模倣品対策サブグループというのがある、四つ目がデータベースサブグループです。この、さっき四つのサブグループが、それぞれに分かれて、活動をしています。

まず、知財保護情報収集（権利化）サブグループというグループは、ベトナムにおける権利化に関する、情報収集をするサブグループで、今、上半期の活動としては、簡単に言うと、周知商標の保護に関する情報を集めようということで、活動しています。それで、そこに書いてありますように、INTAとMOSTとの間で周知商標に関する覚書が結ばれたということで、要するに、周知商標を保護していこうという方向なので、その方向性は、このグループが考えている事を考えて、ベトナムの政府機関にいろいろと行って、ということと同じなので、このINTAとMOSTとの覚書に基づく行動に、今後の行動に、どうやって、何か絡んでいけることはないか、というあたりを検討しています。それからマクドナルド事件とか、いろいろな周知商標の保護に関する情報などを収集したということです。

黒川：

権利行使サブグループでは、ベトナムにおける知財に関する民事裁判例を収集して、情報を共有しようということで、活動をしています。ベトナムには、いわゆる、例えば日本でいうところの最高裁のデータベース、知財判例データベースみたいなものがないので、裁判例を取得する方法がないので、どうにかしてそれを取得したいということで、活動を始めました。

それで、データベースがないので、ソースになるのが、実際にその裁判をやった現地の代理人だろうということで、ベトナムに所在する、知財訴訟の事件を多く扱っているとされる事務所をピックアップして、そこを実際に訪問して、判例情報を提供してもらって、それを、これはちょっと一般公開、というわけにはいかないと思いますが、メンバー内で分析・共有、あるいはワーキンググループ内で分析・共有しようということで始めました。

それで、現地代理人へのヒアリングとか、実際に訪問して、この件についてディスカッションをしたのですが、残念ながら、なかなか実際の当事者の許可なども難しく、一部を出せるというような事務所もあったものの、その条件などもなかなか難しい状態で、今後の進め方を検討しているところです。

黒川：

続いて三つ目、模倣品対策のサブグループ（SG）です。ほかの SG はメールベースで行うことが多いのですが、模倣品対策 SG は、実際に SG 会議を半期の内で 3 回開催しました。この模倣品対策 SG は、簡単に言えば、ベトナムにおける模倣品被害をいかに少なくするかということで、現状を分析して、できることを政府機関に訴えかけていこうというところをゴールにしています。

活動実績としては、ベトナムの模倣品対策法制度の概要・課題を、要請刑事摘発という切り口と、水際差止という切り口と、民事訴訟という切り口の、その側面に分けて、調査・検討しています。

より具体的には、課題解決シートを作って、ピックアップされた課題に対して、どういふことをやっていったら良いかというものを、一つ一つ、テーマごとに作って、その次のステップに進もうとしているところです。

その課題解決シートがもうすぐできようとしているのですが、ベトナム政府に対してロビーイングするための基礎資料を、「制度改善要請シート」として作成しているところです。ほぼ、できている状況です。現状としては、そこまで実施しています。

そのほかに、中国ーベトナム間模倣品流通自体が不明であるために、これを明らかにするため、経済産業省に対して、両国の国境における模倣品流通の実態調査の企画案を提出したということで、この企画に基づいて、今後、中国ーベトナム国境間の模倣品流通実態の調査をやろうとしています。それが三つ目のグループです。

四つ目のグループは、データベース SG で、このグループの大きなゴールは、ベトナムで

の出願・権利化データベース、日本で言えば J-PlatPat のようなデータベースがあるのですが、整備がなかなかうまくいっていないようで、データに抜けがあります。そこで、「抜けがあるから、入れろ」と特許庁に言っても、「いや、どこが抜けているんだ？」ということになるかもしれないので、とにかく具体的に、特許庁にも具体的な対策が取れるように、データを突き付けて、改善してもらおう、ということをゴールにしています。そのために、実際に、この IP Lib、Vietnam Digipat というのが、データベースなのですが、この中で、「ここのデータが抜けている」というのを調査しました。今後はそのデータを使って、ベトナムの特許庁に、データベースの改善を申し込もうとしています。なかなかその次の一歩が進めず、今、そこで止まっている状態です。そういう状態が、ここのデータベースサブグループです。

この上半期の実績を踏まえて、下半期の活動予定としては、先ほどの一番目の知財保護情報収集（権利化）のグループは、先ほど報告した内容について、さらに進めていく、すなわち、周知商標の保護について、INTA と MOST の覚書にのっとる形で、何か協力できる道を探して、進めていく、ということが下半期の予定です。

また、権利行使 SG としては、先ほど申した通り、事務所からの情報収集というのは困難になってしまったので、今後の進め方を検討していくというところです。

3 番目の模倣対策 SG は、先ほど、上半期の実績として、制度改善要請シートを、もう整理がほぼ終わってきたので、これを完成させて、政府機関に対してのロビーイング活動を具体的に計画していく予定です。できれば、今年度中、来年早々くらいになると思うのですが、政府機関に対してロビーイング活動ができればと、計画を進めているところです。それに加えて、ベトナムー中国間の模倣品流通実態調査を、実際に実現させるということで、進めています。

データベース SG は、客観的な調査は終わっているので、今後、具体的に特許庁にどう働きかけていけるかを検討して、うまくいけば来年に実施予定です。

ベトナム WG から、何人かメンバーも参加しているので、もし、何か追加コメントがあればお願いします。ベトナム WG からの報告は、以上です。

山崎：

どうもありがとうございました。

ご質問がある方、いらっしゃいますか？

黒川：

補足ですが、模倣対策 SG は、ベトナムでの模倣品の対策を検討しているグループで、この中で、やはり各社さんの具体的な事例等が議論の対象になってきます。去年までは、この中間会合や総会で、配付資料として、議事録と一緒に配付しておりましたが、申し訳ありませんが、生々しいものが入っていたりするので、議事録配布を割愛させていただくと

いうことで、WG 内で決めております。

よって、そこにもし興味があつて、わが社も議論に参加したい、という方は、ぜひベトナム WG に入ってください、具体的な議論に参加していただければと思います。

山崎：

タイから 1 点、ご質問させていただきます。

この課題活動整理表が、ベトナムにおける全ての知財を課題だというふうに整理したという認識なのですが、それ以外に何か求めようとされているのでしょうか。

黒川：

はい。それは、これは課題のリストであつて、先ほどの課題改善、「制度改善要請シート」というのは、全部ではないですが、それぞれの課題に対して、具体的な問題は何か、それから、その課題を解決するためのコンセプトとなる法制度はどうなっているか、その下で、どういうふうなリクエストを政府機関にしていったら良いかという各課題について、具体的な問題点、その行政の根拠とできる法制度、どういう要請をしていったら良いかを一つ一つ整理したものです。

山崎：

そのシート自体のサンプルのようなものは、各ワーキング、タイやインドネシアと共有して、より良いものにしていくような、そういう展開はできませんでしょうか。

黒川：

恐らくできると思うのですが、確認させてください。その活動をしている SG のリーダーと話してみます。どこまで具体的な企業さんの情報が入っているか分からないので。恐らく、できると思いますが、確認して回答させてください。

山崎：

分かりました。ありがとうございました。

それと、それをベースに、ロビーイングをされるという内容が入っておりますが、先ほどのタイ WG の加藤さんからも、6 月の時点で、DIP と裁判所にこういうような内容を、という要請事項を説明していただきました。タイの官庁に会う前に、ベトナムのワーキング、インドネシアのワーキングには、一度、「何かありますか」と問い合わせをした経緯があると思いますが、今回のベトナムワーキングでロビーイングをするときに、やはり、事前にタイやインドネシアのワーキングとも、連携をしていただくことは可能でしょうか？

黒川：

それも可能だと思うのですがそのロビーイングのテーマとして、具体的に進んでいるのが、その模倣対策 SG の活動です。テーマが結構絞られていますので、そこにうまく乗っかるようなテーマであれば、一緒にできると思いますし、例えば、広くベトナムのどこかの官庁に、何かロビーイングするテーマとって募集をしても、それはターゲットが当たらないこともあるので、もちろん情報を共有しながらやっていきたいと思います。

山崎：

ありがとうございます。

そうしていただくと、ベトナム WG に入らなくても、ある程度、要請事項を共有できるかということにもなります。ぜひ、今年度から連携を実践していければと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

黒川：

はい、分かりました。

山崎：

ほかにご質問等ありますでしょうか？

それでは、駆け足でやってまいりましたけれども、中間会合の報告については、これで終了したいと思います。

今回は、テレビ会議システムでトラブルがあつて、なかなかうまく進められませんでした。計画通り、今年度も最後まで活動できますように、ぜひ、各 WG、今後ともよろしくご協力をお願いいたします。

特になければ、これで終わりにしたいと思います。事務連絡だけあるそうです。

高田：

来年 3 月頃に、総会を、同様のテレビ会議システムのほうで実施したいと思っております。ので、次回に関しては、今日のような不手際がないように、十分準備したいと思います。本日は、本当に申し訳ありませんでした。

また、時期、場所等につきましては追って事務局よりご連絡いたします。

また、本日の内容は議事録として共有させていただきたいと思っております。共有の前に、皆さんにも一度、ご確認いただきます。この概要につきましては、今後、事務局のほうで差し支えない範囲で、外部に説明することが、可能性がございますことをご了承いただきたいと思います。

あと、先ほどの事務局の説明で、少々漏れてしまいましたが、ASEAN 知財戦略行動計画の中でも、ちゃんと ASEAN 事務局、ASEAN 諸国と世界各国の知財関係団体のダイアログ

を推進しているというような目標は入るようでして、そのための課題について検討中というところでございます。

また、この知財戦略行動計画につきましては、セットされましたら、またご説明させていただきます。

山崎：

最後に、繰り返しの PR になりますが、先ほどタイ WG、富士フィルムの今泉さんのほうから PR がありましたように、11月18日、タイで「営業秘密セミナー」を開催します。日本語の案内文は、本日お付けしている報告の資料の内容になります。後ほど、事務局から、エントリーシートをメールで配信することになると思います。タイ語バージョンも用意しますので、そのタイ語バージョンをお付けする形になると思います。皆さま方の現地法人の日本人の方に情報を流すときには、日本語バージョンを、さらに現地側のローカル、タイ人に情報を流すときには、追って連絡が行くと思いますが、タイ語バージョンの案内文があると思います。先着 150 名という形になっていますので、先行でご案内いたしましたので、もし、ご興味ある会社の方がいらっしゃいましたら、ご参加をご検討いただきたいと思っております。繰り返しになりまして、申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

では、これで 15 年度の SEAIPJ の中間会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)